

重要：保存版

令和4年7月5日

保護者の皆様

大津市立大石小学校
校長 青谷 恭浩

非常災害時およびその他緊迫事態における臨時休業措置について（お知らせ） 《台風などで学校が休みになる場合など》

平素は、本校教育に対しまして、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、滋賀県や滋賀県南部また近江南部におきまして警報が発令され、学校が臨時休業等となる場合があります。学校が臨時休業となる警報は、下記の通り、**「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」「暴風を含む警報」**が発令された場合です。また、ほかに大津市教育委員会や校長が危険と判断した場合、臨時の措置をとることがあります。

つきましては、下記のとおりご家庭での対応をよろしくお願い致します。

記

1 臨時休業等の措置について

(1) 臨時休業（学校が休み）の措置をとる場合

午前7時現在、テレビ放送等による気象情報で、**「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」「暴風を含む警報」**が発令されている場合は、臨時休業となります。（臨時休業の字幕やアナウンスはありません）

この場合は、学校からご家庭への連絡はいたしません。テレビ放送等をご覧ください。

※「暴風」を含む警報とは、**暴風警報、暴風大雨警報、暴風大雨洪水警報、暴風大雪警報**です。

※大雨警報、洪水警報、大雪警報だけでは休業ではありません。

（**暴風**が含まれている場合に限りです。）

(2) 終業時刻（下校時刻）の繰り上げ措置をとる場合

① 子どもたちが登校した後に、「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」「暴風を含む警報」が発令された場合は、その状況によりまして、子どもたちを臨時に下校させることがあります。

②「特別警報」「暴風を含む警報」以外におきましても、その非常災害の状況によりまして大津市教育委員会と協議の上、臨時の措置をとることがございます。

この場合は、保護者の皆様にご登録いただいておりますメール配信によりお知らせします。

メール配信が不可能な方につきましては、担任より電話連絡させていただきます。

※連絡先に変更がありましたら、担任までお知らせください。

※メール配信登録がまだの方やメールアドレスを変更された方は、担任までお申し出ください。所定の用紙をお渡しいたします。その後、学校の方で登録または登録の変更をさせていただきます。

2 その他

(1) 台風等で学校が臨時休業となり、担任から翌日の学習や持ち物について連絡されていない時は、時間割通りの準備をお願いします。

(2) 午前7時までに「特別警報」「暴風を含む警報」が解除された場合は、安全に十分気をつけながら登校させてください。（河川が多い地域のため、急激な増水が予想されます。学校でも日々指導を行っていますが、各ご家庭でも危険な箇所近づかないようご指導ください。）